

○九州地方整備局告示第136号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年9月13日

九州地方整備局長 吉崎 収

第1 起業者の名称 九州電力株式会社

第2 事業の種類 特別高圧送電線木佐木柳川線保全事業

第3 起業地

1 収用の部分 なし

2 使用の部分 福岡県柳川市三橋町百町字赤太郎及び字幽谷、正行字久富並びに蒲船津字井ノ口地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県三潴郡大木町大字侍島地内の木佐木変電所から福岡県柳川市横山町地内の柳川変電所までの亘長6.694kmの区間を全体計画区間とする「特別高圧送電線木佐木柳川線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である九州電力株式会社は、電気事業法第3条第1項の許可を受けた一般電気事業者である。また、電気事業法第18条により起業者は電気の供給義務を課されており、本件事業は、福岡県柳川市及びその周辺地域（以下「当該地域」という。）へ供給信頼度向上を図る目的で昭和59年3月に増強工事を完了した送電線路を保全する事業である。さらに、本件事業に要する資金を自己資金により調達していることから、九州電力株式会社は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

特別高圧送電線66kV木佐木柳川線（以下「木佐木柳川線」という。）は、福岡県三潴郡大木町大字侍島地内の木佐木変電所から福岡県柳川市横山町地内の柳川変電所を結ぶ送電線路である。木佐木柳川線は、年々増加する電力需要に伴い、同線路に常時潮流超過が生じること、及び三池変電所（福岡県大牟田市大

字橋地内)から大和変電所(福岡県柳川市大和町栄地内)へ電力を供給している特別高圧送電線66kV三池大和線の事故時に供給支障が生じる対策として、昭和59年3月に増強工事を完了し現在に至っており、当該地域への電力供給のため欠くことのできない重要な役割を果たしている。仮に木佐木柳川線が機能しなくなれば、既設の三池変電所から66kV三池大和線、66kV大和分岐線、66kV西鉄柳川分岐線を経由して柳川変電所へ電力を供給する方法しかないが、66kV三池大和線には送電線容量66MWを超過した潮流72MWが流れ、また66kV大和分岐線には送電線容量32MWを超過した潮流45MWが流れることとなるため、この方法では供給は不可能であり、柳川変電所から当該地域への供給支障が発生する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、土地の改変等、工事の実施を伴うものではなく、周辺環境及び埋蔵文化財に与える影響はないものとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業計画は、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業は既設ルートを使用するものであり、新たな工事を必要としないため、土地利用上の新たな制約が発生しないこと、経済性に優れることなどから、社会的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が明らかに合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、木佐木柳川線は、当該地域への電力供給のため欠くことのできない重要な役割を果たしているため、その機能を存続させる必要があると認められる。

また、このまま放置すれば安定的な電力供給に支障が生じることが認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県柳川市役所